

「富川市街地複合施設」愛称募集要項

1 概要

日高町では、コミュニティ、観光センター、バスターミナル、行政サービス等の機能を備えた複合拠点施設として「富川市街地複合施設」の整備を進めています。この施設は町民が気軽に立ち寄ることのできる交流や交通の拠点として賑わいのある魅力的な施設にしたいと考えており、日高山脈の山並みのような屋根形状と、日高地区と門別地区をつなぐ沙流川をバスロータリーの曲線で表現するデザインコンセプトのもと、建設を進めています。

つきましては、本施設が町民の皆様をはじめ、利用される方々にとって身近で親しみのある施設となるよう本施設の「愛称」を募集します。

2 募集内容

令和7年4月に開業を目指す「富川市街地複合施設」の愛称

3 応募資格

日高町在住の方又は日高町に通勤通学で通われている方

4 名称の基準

- (1)親しみやすく、覚えやすいもの
- (2)施設の目的や特徴がイメージできるもの
- (3)日高町らしさや魅力が表現されているもの

5 応募方法及び応募先

日高町役場本庁舎、水・暮らしサービスセンター、厚賀出張所、日高総合支所にある応募箱に投函、郵送または応募専用フォーム（インターネット）にてご応募ください。

・応募用紙は広報11月号巻き込みチラシ、町ホームページからダウンロード及び各投函箱設置所に用意しています。

(<http://www.town.hidaka.hokkaido.jp/soshiki/sigaiti/tomikawa-bosyu.html>)

【応募先及びお問い合わせ先】

宛 名：日高町役場 市街地活性化対策室
住 所：〒059-2192 沙流郡日高町門別本町 210-1
電 話：01456-2-6181（直通）
応募フォーム：<https://forms.gle/yovonbDzqiq8AoKU6>



【応募フォーム】

6 募集期間

令和5年10月19日（木曜日）～11月30日（木曜日）まで

7 応募上の注意事項

- (1) 応募する愛称及びその理由は、自作で未発表のものに限ります。著作権等にかかわる問題が発生した場合は、すべて応募者の責任となります。
- (2) 1人何作品でも応募できますが、用紙1枚につき1作品とします。
- (3) 応募用紙は返却しません。
- (4) 応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- (5) 採用された愛称及びその理由について、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、使用权、その他一切の権利は、日高町に帰属します。また、受賞者は、採用された名称及びその理由に関し著作者人格権に基づく権利行使は行わないものとします。
- (6) 応募された愛称及び理由について、日高町が加筆・修正を行ったうえで採用とする場合があります。
- (7) 応募者の個人情報、本募集に関する事務にのみ使用します。ただし、採用者においては採用された愛称及びその理由とともにお名前、住所（字名まで）、年齢を公表する場合があります。

8 賞・賞品

- (1) 最優秀賞 1作品
優秀賞 2作品
- (2) 各賞の受賞者には次の賞品を贈呈します。
最優秀賞受賞者には、1万円分の日高町特産品
優秀賞受賞者には、3千円分の日高町特産品
- (3) 同一作品に複数の応募があった場合は、抽選とします。

9 選定方法及び結果の公表

- ・選定方法は、日高町市街地活性化対策室において、後日決定します。
- ・選定結果は、令和6年2月頃に町ホームページにおいて公表する予定です。
※受賞者を除き、応募者への個別通知は行いません。
- ・選定の過程や結果等に対する個別のお問い合わせには、応じられません。
- ・応募のあった全ての作品（愛称）及びその説明文については、応募者の個人情報を除いて、町広報誌やホームページなどで公表する場合があります。